

役員選考規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款施行細則第7条に基づき、理事及び監事を総会で選任するために定める。

2. 役員候補者の選考方法と構成比率

次の4つの項を併用し、役員候補者の選考を行う。

- (1) 理事候補者の過半数は選挙により選出する。この選挙区は協会全体または支部または中選挙区の地区（以下 地区）単位とし、そのいずれか、または2つを併用することができる。
- (2) 監事候補者の過半数を選挙または推薦により選出する。
- (3) 役員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）の推薦による理事・監事候補者を若干名
- (4) 会長、副会長及び専務理事の推薦による理事候補者を若干名

3. 役員候補者の年齢

- (1) 役員選考年度の10月1日に満70歳に達する会員は役員候補者になれないものとする。但し、理事会で特別に認めた場合はこの限りではない。

4. 選考委員会の設置及び任務と任期

(1) 設 置

- イ. 役員改選期の7ヶ月前までに選考委員会を設置する。
- ロ. 選考委員会は、理事会の推薦を受けた5名以内（半数未満で理事を含むことができる）の正会員で構成される。
- ハ. 委員は、理事会の議を経て会長が任命する。
- ニ. 委員長は、委員の互選により定める。
- ホ. 委員が役員に立候補する場合、または推薦による候補者となった場合は、委員を退任し、欠員は4.(1)ハ号の手続きを経て補充する。

(2) 任 務

- イ. 理事会より原案を受け、選挙と推薦による役員数を審議し、会長の承認を受ける。
- ロ. 選考委員会は、前2.(3)項の理事・監事候補者数名を推薦する。
- ハ. 支部または地区単位の選挙による場合は、各支部または地区より、総会60日前までに役員候補者名の報告を受け、正式な役員候補者とする。
- ニ. 選挙による役員候補者が定数に満たない場合は、選考委員会による推薦枠を増員する。

(3) 任 期

総会で役員候補者全員の選任議決がされた後に、選考委員会を解散し、委員を退任する。

5. 総会における承認

- (1) 選考委員会は、前2.(1)(2)(3)項による各候補者を総会に提案し、承認を受ける。
- (2) 会長は、前2.(4)項の推薦候補者を提案し、承認を受ける。
- (3) 提案した役員候補者が承認されず、役員の定員を満たさない場合は、選挙前の会長と選考委員会の協議により役員を選出する旨を、総会において提案し、承認を受ける。

6. 通 知

承認を受け正式に確定した新役員を、会員に通知する。

7. 選挙の管理

前2.(1)項の協会全体の選挙は、選挙管理委員会（以下「管理委員会」という）が管理する。

8. 管理委員会の設置及び任務と任期

(1) 設 置

- イ. 管理委員会は、選考委員会の推薦を受けた5名以内の正会員で構成される。但し、役員候補者選考委員は、選挙管理委員を兼ねることができる。
- ロ. 委員は、会長が任命する。
- ハ. 委員長は、委員の互選により定める。
- ニ. 委員が役員に立候補する場合は、委員を退任し、欠員は8.(1)ロ号の手続きを経て補充する。

(2) 任 務

- イ. 選挙の諸日程を定め、正会員に公示する。
- ロ. 立候補者の被選挙権9.(1)ロ号について、資格審査をする。
- ハ. 投票及び開票に関する事務。

(3) 任 期

総会において、前2.(1)(2)項の役員候補者が選任議決された後に、管理委員会を解散し、委員を退任する。

9. 選挙による選考

(1) 選挙権ならびに被選挙権

- イ. 選挙権は正会員に与えられる。
- ロ. 被選挙権は、会員義務を履行している正会員に与えられる。
- ハ. 管理委員会は、9.(1)イ.ロ号について資格審査をする。

(2) 公 示

管理委員会は選挙の諸日程を定め、正会員に公示する。

(3) 投 票

- イ. 郵便投票によって行い、無記名投票とする。
- ロ. 立候補者が定数を越えない場合は、立候補者は全員当選とし、投票は行わない。
- ハ. 立候補者が定数に満たない場合は、選考委員会による推薦枠を増員する。

(4) 開 票

投票最終日までの消印を有効とし、管理委員会は監事または正会員の立ち会いのも

とに開票する。

(5) 当選者の決定

得票の多い者から順次定数になるまでを当選者とし、得票が同数の場合は、抽選で当選者を定める。

(6) 通 知

選挙の集計結果を会長に報告し、その後立候補者に通知する。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキーマスター協会設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成 28 年 3 月 24 日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成 28 年 7 月 21 日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し令和元年 10 月 17 日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し令和 3 年 9 月 16 日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し令和 5 年 7 月 20 日から施行する。